

**産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新・事業範囲変更）に係る  
添付書類一覧**

(H29/10～)

添付書類	新規又はみなし許可の更新申請の場合： <input type="checkbox"/> 及び <input type="checkbox"/> の書類を添付 更新又は事業範囲変更の許可申請の場合： <input type="checkbox"/> の書類は必ず添付 <input type="checkbox"/> の書類は、内容に変更があった場合に添付	申請者	
		法人	個人
1	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書（第1面～第3面） ・自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱い、積替え保管の有無について記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input checked="" type="checkbox"/> 岐阜市収入証紙貼付書 ・許可申請手数料に相当する額の市収入証紙を貼付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書第2面～第3面に記載した者全員の住民票の写し ・本籍（外国人の場合は国籍等）の記載されているものであって、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ・発行から3か月以内のもの ・原本と照合できればコピーでも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書第2面～第3面に記載した者全員の登記事項証明書（成年被後見人、被保佐人としての登記がされていないことの証明書） ・発行から3か月以内のもの ・原本と照合できればコピーでも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	省令様式第6号の2関係 <input type="checkbox"/> 事業計画の概要（第1面） ・自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱い、積替え保管の有無について記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設（第2面～第7面） ・運搬車両一覧等 ・岐阜市内の積替又は保管施設（構造を明らかにする平面図等に加え当該施設の付近の見取り図を添付） ・収集運搬計画 ・環境保全措置 ・運搬車両の写真（車両1台につき前方及び側面からの写真で、ナンバー、名称等の表示が確認できるもの） ・運搬容器等の写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> [法人]資金の総額及び調達方法（第8面）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> [個人]資金に関する調書（第9面）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約書（第10面） ・申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/> 事務所、事業所等の案内図、付近の見取り図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/> 運搬に係る他県市の許可証の写し若しくは内容を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/> 運搬先処分場の許可証の写し若しくは内容を確認できるもの ・岐阜県内の処分場の場合は省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<input type="checkbox"/> 収集運搬に用いる車両の自動車車検証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<input type="checkbox"/> 収集運搬に用いる車両の使用契約書等 ・収集運搬に用いる車両を所有していない場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	<input checked="" type="checkbox"/> [法人]定款の写し又は寄附行為の写し ・申請者が原本であることを証明したもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<input checked="" type="checkbox"/> [法人]法人の登記事項証明書（商業登記法のもの、履歴事項証明書等） ・原本と照合できればコピーでも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会のうち、収集・運搬課程講習会の修了証の写し ・[法人]修了者は、代表者若しくはその業務を行う役員又は政令で定める使用人であること ・[個人]修了者は、申請者又は政令で定める使用人であること ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程に関する講習会の修了証の写し ・新規講習会の修了証は修了日から起算して5年間、更新講習会の場合は2年間に有効期間です。 ・更新許可申請の場合、現行の許可の有効期間の満了の日の翌日に有効な修了証が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<input checked="" type="checkbox"/> [法人]直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	<input checked="" type="checkbox"/> [個人]直前3年間の貸借対照表、損益計算書（65万円の青色申告特別控除を受けている場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<input checked="" type="checkbox"/> [個人]納付すべき額が0円の場合には直前3年の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<input checked="" type="checkbox"/> 直前3年間の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の発行する納税証明書（その1）） ・原本と照合できればコピーでも可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	<input type="checkbox"/> 【必要と認める場合】産業廃棄物の試験結果の写し ・取り扱う予定の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類、排出事業者の業種、当該廃棄物の排出過程等を勘案のうえ、岐阜市長が必要と認める場合のみ添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	<input type="checkbox"/> 【必要な場合】中小企業診断士の経営診断書等（次のページ「経理審査上での追加書類について」参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**提出部数：正1部 副1部の計2部**

- 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち5（第10面の誓約書以外）～10の書類については、その内容に変更がない場合に限り添付を省略できます。
- 先行許可証を提出される場合は3～5（第10面の誓約書）の書類については、添付を省略できます。なお、先行許可証の原本を持参してください。
- 優良産廃処理業者の認定を受けている場合は、5（第1面の事業計画の概要）、11、14、17の書類については、添付を省略できます。

## 経理審査上での追加書類について

### ○法人申請の場合

#### 1 追加書類の添付が必要な場合

##### (1) 営業実績が3年に満たない場合

##### (2) 営業実績が3年以上ある場合で次のいずれかに該当する場合

- ・直前3年間の自己資本比率（資本合計÷負債及び資本合計×100）がいずれも10%未満の場合。（直前3年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）
- ・債務超過である場合

##### (3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

#### 2 必要な追加書類

- ・中小企業診断士の経営診断書又は公認会計士の事業改善計画書
- ・今後5年間の利益計画書

その他必要に応じ、次の書類を求めることがあります。

- ・金融機関が発行した返済予定表
- ・金融機関が発行した借入残高証明書

### ○個人申請の場合

#### 1 追加書類の添付が必要な場合

##### (1) 営業実績が3年に満たない場合

##### (2) 営業実績が3年以上ある場合は次のとおり

- ・青色申告をしている申請者は、次の①から③のいずれかに該当する場合

①直前期の資産状況において債務超過になっている場合

②直前期の資産状況において資産の額が負債の額よりも小さい場合

③直前期の資産状況において資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納税していない年がある場合（青色申告特別控除前の所得金額がある場合を除く。）

※資産＝総資産－事業主貸

負債＝総資本－（事業主借＋元入金＋所得金額）

債務超過：（元入金＋所得金額）－（事業主貸－事業主借）＜0

所得金額は、青色申告特別控除前の所得金額を示す。

- ・白色申告をしている申請者は、次の①から②のいずれかに該当する場合

①直前期の資産に関する調書において、資産の額が負債の額よりも小さい場合

②直前期の資産に関する調書において、資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納税していない年がある場合（所得金額がある場合を除く。）

##### (3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

#### 2 必要な追加書類

- ・中小企業診断士経営診断書又は公認会計士の事業改善計画書
- ・今後5年間の利益計画書

その他必要に応じ、次の書類を求めることがあります。

- ・金融機関が発行した返済予定表
- ・金融機関が発行した借入残高証明書